

【1991年1月25日】老人保健制度の改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第452回）

平成3年1月25日

社会保障制度審議会

会長 隅谷三喜男殿

厚生大臣 下条進一郎

諮問書

別添要綱のとおり、老人保健制度の改正について、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

老人保健制度の改正案要綱

第一 改正の趣旨

高齢社会に向けて、介護体制の充実を図るため、各般の介護対策の推進に合わせて、老人保健の分野においても、老人訪問看護制度の創設等を行うとともに、老人保健制度の長期的安定を図るため、介護に着目した公費の負担割合の引上げ、一部負担の改定その他所要の改正を行うものであること。

第二 老人訪問看護制度に関する事項

在宅の心身の機能の低下した状態にある老人に対する総合的なケアの体制を整備するため、市町村長は、在宅の老人が老人訪問看護機関の看護婦等から看護サービスを受けたときは、老人訪問看護療養費を支給すること。

（1） 「老人訪問看護機関」とは、医師が必要と認めた在宅の心身の機能の低下した状態にある老人医療受給対象者に対し、看護婦等を訪問させて行われる療養上の世話又は診療の補助を提供する事業を行う者であって都道府県知事の指定を受けたものをいうこと。

（2） 都道府県知事は、申請者が地域の医療関係団体（医師会、看護協会等）地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣の定める者であって、厚生大臣の定める人員及び運営の基準に従って適正に老人訪問看護を提供することができると

護が困難な痴呆の状態にある者については、その処遇に適した老人保健施設を利用できるものとし、その費用について、健康保険等において老人保健施設療養費と同額の療養費を支給できる旨健康保険法等に規定すること。

- 3 老人の心身の特性に応じた適切な医療が行われるよう、医療の内容の評価方法、このような医療にふさわしい、包括的な評価を含む医療に要する費用の算定の在り方、病院において行われるいわゆる付添看護等の在り方についての検討等に関する規定を設けること。
- 4 その他所要の改正を行うこと。

第六 施行期日

- (1) 第三の公費負担の拡大及び第四の一部負担の改定は、平成三年七月一日から施行すること。
- (2) 第二の老人訪問看護制度及び第五の 2 の老人保健施設の利用者の拡大は、平成四年一月一日から施行すること。
- (3) (1) 及び (2) 以外については、公布の日から施行すること。